

改正

令和2年5月28日告示第71号

益城町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本町に移住した者が、マッチング支援対象の求人充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、その交付については、益城町補助金等交付規則（平成22年益城町規則第16号）及び熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、次の第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号又は第3号の要件を満たす就業又は起業をした者とする。

- (1) 2人以上の世帯の場合にあつては、別表1に掲げる全てに該当し、単身の場合にあつては、別表1の1の項、2の項及び4の項に掲げる全てに該当すること。
- (2) 別表2に掲げる就業に関する要件の全てに該当すること。
- (3) 1年以内に要領に規定する県が行う起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 2人以上の世帯の移住者 1,000千円
- (2) 単身の移住者 600千円

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を申請しようとする者は、益城町移住支援金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる区分に応じ、次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 全ての申請者
 - ア 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
 - イ 移住元の住民票の除票の写し（別表1の移住元に関する要件に該当することを確認できる書類）
 - ウ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（振込可能となる情報が確認できるものに限る。）
- (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者（次号に定める者を除く。）
 - ア 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主
 - ア 法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類（移住元での在勤地を確認できる書類）
 - イ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
- (4) 2人以上の世帯の移住者
 - ア 移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）
- (5) 支援金（就業の場合）の申請者
 - ア 就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類。別記第2号様式）
- (6) 支援金（起業の場合）の申請者
 - ア 起業支援金の交付決定通知書の写し

2 前項の規定による申請は、毎年度4月1日（益城町の休日をも定める条例（平成2年益城町条例第4号）第1条に規定する益城町の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から2月末日（休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までに提出しなければならない。

（支援金の決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で支援金の交付を決定し、益城町移住支援金交付決定通知書（別記第3号様式）を交付するものとする。

（支援金の請求）

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、益城町移住支援金交付請求書（別記第4号様

式)を町長へ提出するものとする。

2 前項の規定による請求は、交付決定を受けた年度内に遅滞なく行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が、支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、益城町移住支援金交付決定通知書再交付願(別記第5号様式。以下「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに益城町移住支援金交付決定通知書(再交付)(別記第6号様式)を申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の返還)

第10条 町長は、支援金の支給を受けた者が、次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事に協議のうえ、町長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 次のアからエまでに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合

イ 支援金の申請日から3年未満で本町から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 要領に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 支援金の申請日から3年以上5年以内に本町から転出した場合 半額

2 支援金の返還に関しては、「益城町移住支援金返還に関する事務取扱要領」にて別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

附 則 (令和2年5月28日告示第71号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

番号	要件	事項
1	移住元に関する要件	<p>(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。</p> <p>(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。</p>
2	移住先に関する要件	<p>(ア) この要綱の施行日以後に町に転入したこと。</p> <p>(イ) 支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。</p> <p>(ウ) 町に、支援金の申請日から、5年以上継続して居住する意思を有していること。</p>
3	世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）	<p>(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。</p> <p>(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。</p> <p>(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。</p>
4	その他の要件	<p>(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）等の</p>

	<p>反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと（2人以上の世帯にあっては、世帯員も同様とする。）。</p> <p>(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>(ウ) その他町長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。</p>
--	--

別表2（第2条関係）

番号	事項
1	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
2	就業先が、県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
3	就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
4	<p>週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、次に掲げる事項の全てに該当する対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。</p> <p>(ア) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。</p> <p>(イ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であつて、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であつて、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。</p> <p>(ウ) みなし大企業でないこと。</p> <p>(エ) 本社所在地が、東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。</p> <p>(オ) 雇用保険の適用事業主であること。</p> <p>(カ) 「熊本県U I J ターン就職支援センター」へ登録している法人であること。</p> <p>(キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。</p> <p>(ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。</p>

5	上記2の求人への応募日が、マッチングサイトに掲載された日以後であること。
6	当該法人に、移住支援金の申請日から、5年以上継続して勤務する意思を有していること。
7	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

益城町長 様

益城町移住支援金交付申請書

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領及び益城町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所		電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

单身・世帯		单身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

要項第2条に定める要件について		A. 満たす		B. 満たさない
申請日から5年以上継続して、益城町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	
----	--

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

管理コード (県及び町使用欄)	
-----------------	--

益城町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 益城町移住支援金事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び益城町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、熊本県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領及び益城町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：
全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満で益城町以外の市区町村に転出した場合：
全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 熊本県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に益城町以外の市区町村に転出した場合：半額

上記について、全て確認しましたので誓約します。

____年____月____日

申請者氏名_____⑩

益城町移住支援金事業に係る個人情報の取扱い

- 1 熊本県及び益城町は、熊本県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、熊本県及び益城町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 熊本県及び益城町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 3 熊本県及び益城町は、申請者及び移住支援金の返還事由の該当の有無の調査のため、就労状況及び居住状況について、就業先の企業への確認や住民基本台帳の内容を確認する場合があります。

上記について、全て確認しましたので同意します。

_____年____月____日

申請者氏名_____⑩

益城町長 様

所在地
 事業者名 印
 代表者名
 電話番号
 担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

熊本県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、熊本県及び益城町の求めに応じて、熊本県及び益城町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様

益城町長

益城町移住支援金交付決定通知書

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）及び益城町移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたので通知します。

移住支援金 金 _____ 円

付帯事項

- 1 町は、要領及び益城町移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満で町から転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合：半額

- 2 町は、要領及び益城町移住支援金交付要綱第9条の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、付帯事項1に定める返還請求を行う場合があります。

- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・本通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の

金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・本通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

益城町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

益城町移住支援金交付請求書

益城町移住支援金として、下記の金額を交付されるよう益城町移住支援金交付要綱第6条の規定により請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込み先

金融機関名	銀行・信用金庫・組合・農協・その他（ ）		
店名	本店・支店・出張所・その他（ ）		
口座種別	普通・（ ）	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

申請者と口座名義人が異なる場合は、下記の委任状にも記入・押印してください。

委 任 状

私（申請者）は、上記口座名義人を代理人と定め、上記支援金の受領に関する権限を委任します。

（請求者）住所 _____
氏名 _____ 印

益城町長 様

益城町移住支援金交付決定通知書再交付願

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領及び益城町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所		電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

单身・世帯		单身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

要項第2条に定める要件について		A. 満たす		B. 満たさない
申請日から5年以上継続して、益城町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	
----	--

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 再交付申請を行う理由

管理コード (県及び町使用欄)	
-----------------	--

別記第6号様式（第8条関係）

様

益城町長

益城町移住支援金交付決定通知書（再交付）

熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）及び益城町移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたので通知します。

なお、本通知は移住支援金交付決定通知書（ 年 月 日付 第 号）の再交付であり、既に移住支援金が支払われている場合、これにより再度移住支援金を支払うものではありません。

移住支援金 金 _____ 円

付帯事項

- 1 町は、要領及び益城町移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満で町から転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合：半額
- 2 町は、要領及び益城町移住支援金交付要綱第9条の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、付帯事項1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・本通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります

ます。

- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・本通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--